死刑廃止をめざして

2018.9
第3号

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部ニュース

編集責任 日本弁護士連合会
死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部

●主な内容●

・袴田事件即時抗告審決定と死刑廃止……5
・死刑廃止・刑罰改革実現に向けた駐日外国公館との意見交換会……5
・死刑執行（オウム事件）の国内外への波紋……6
・国連人権理事会勧告に逆らう日本政府の姿勢……6

袴田事件即時抗告審決定と死刑廃止

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部　副本部長　小林　修（愛知県）

はじめに

本年6月11日、東京高裁（大島隆明裁判長）は、袴田事件第2次再審請求事件について、検察官の即時抗告を認め、静岡地裁の再審開始決定を取り消す旨の不当決定を行った（ただし、袴田巌氏（以下「袴田氏」という。）の死刑及び拘置の執行停止決定は取り消さなかった）。これに対して、日弁連は、「本決定は、袴田氏が50年以上もの間訴えてきた無実の叫びに真摯に向き合ったとは思われず、結果的に司法の役割を放棄し、人権救済の砦たる地位を投げ捨てているとの批判を免れない」「再審無罪を勝ち取るまで、引き続き全力で支援する」という会長声明を発表した。

再審請求人と弁護団は、直ちに、最高裁に特別抗告を申し立てた。

袴田事件とは

袴田事件は、1966年6月に当時の清水市で発生した強盗殺人、放火事件である。同年8月、従業員であり元プロボクサーの袴田氏（当時30歳）が逮捕され、連日連夜の取調べで自白を強要された。自白調書44通は証拠から排除されたが、事件から1年以上後に発見された5点の衣類と1通の自白検面調書を主な証拠として死刑判決が言い渡され、これが確定した。

袴田氏は再審請求を申し立て、日弁連もこれを支援した。しかし、第1次再審請求中に、袴田氏に拘禁反応による障害が発生し、第2次再審請求は袴田氏の姉が保佐人となって申し立てられた。

再審開始決定

2014年3月、静岡地裁（村山浩昭裁判長）は、袴田事件の再審開始、死刑執行停止、拘置執行停止を決定した。これは、裁判所が大量の証拠開示を実現させた上で、新証拠と旧証拠を総合判断して、5点の衣類の血痕は袴田氏のものでも被害者のものでもない可能性が高いこと、血痕の赤みも長期間味噌の中に隠匿されたにしては不自然であること、ズボンの「B」という記載はサイズではなく色を意味していて袴田氏がはけない可能性が高いこと、ズボンの端布の押収経緯からも5点の衣類にねつ造の疑いがあること等と認定して、袴田氏を犯人であるとは認定できない、としたものである。

再審開始決定と死刑廃止宣言

袴田事件の再審開始決定は日弁連が第59回人権擁護大会で採択した「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言（以下「福井宣言」という。）」のきっかけとなったものであった。この再審開始決定が出されて、48年ぶりに東京拘置所から釈放された袴田氏の姿を見て、現在でも死刑えん罪の存在することが広く国民に知れ渡り、死刑制度に対する社会的関心が高まり、日弁連内の激論を経て、2016年10月、福井での日弁連人権擁護大会において、福井宣言が採択されるに至ったのである。

取消決定の問題点

今回の取消決定は、殊更にDNA鑑定に焦点を大きく当て、検察官提出の文献や専門家の机上の見解に依拠して、弁護側の反論と立証の機会を奪った上で、DNA鑑定を短絡的に否定したものである。そして、5点の衣類の味噌漬け実験結果も証拠に基づく根拠も無く否定し、自白に関する新証拠などを無視し、実質的には孤立評価したものである。更に、開始決定が詳細に論証した5点の衣類を始めとする捜査機関による証拠の捏造の疑いについても、弁護側に立証を求めるなど、「疑わしきは被告人の利益」という刑事裁判の鉄則を無視したもので、最高裁判例（白鳥、財田川決定等）に違反するものである。

特別抗告審では、憲法違反、判例違反、そして、破棄しなければ著しく正義に反する重大な事実誤認が問われる。最高裁は、必ず、取消決定を破棄して、再審開始決定を宣告するはずである。

誤判と死刑

袴田事件の再審開始決定と今回の取消決定は、私にとってはデジャブである。私が弁護人の一人である名張事件でも、再審開始決定（2005年）と取消決定（2006年）が出されたことがある。同じ証拠でありながら、裁判官により、死刑か無実かが分かれるという厳しい現実を、今回、改めて、思い知らされた。

「刑事司法制度は人の作ったものであり、その運用も人が行う以上、誤判・えん罪の可能性そのものを否定することは誰にもできないはずである。そして、他の刑罰が奪う利益と異なり、死刑は、生命という全ての利益の帰属主体そのものの存在を滅却するのであるから、取り返しがつかず、他の刑罰とは本質的に異なるものである。」（福井宣言）

改めて死刑廃止を訴える

死刑は、生命を剥奪するという刑罰であり、国家による重大かつ深刻な人権侵害であることに目を向けるべきである。その上、誤判・えん罪は死刑事件においても防ぐことはできないのである。2020年に京都で行われる、第14回国連犯罪防止刑事司法会議（コングレス）に向け、改めて、このような死刑制度の廃止を、強く、国民に訴えていかなければならない。

決意新たに

死刑廃止・刑罰改革実現に向けた駐日外国公館との意見交換会

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部
副本部長　岩橋　英世（福岡県）

2018年6月4日、日弁連会館17階1701会議室において、26か国・地域の駐日外国公館から、31名の代表者を迎えて、死刑廃止・刑罰改革実現に向けた意見交換会が行われました。非公開のため、弁護士会内外へ事前告知ができなかったこと、また、ここでも詳細はお伝えできないことを深くお詫びします。

さて、死刑廃止国・存置国の両方から意見交換会に参加していただきましたが、いずれの国も死刑問題が人権問題であるとの認識は共通していました。また、刑罰制度は完全ではないことから、取り返しのつかない死刑は廃止されなければならないとの意見もあり、この誤判冤罪の問題に絡んで、わが国での袴田事件の裁判が与える影響についての質問がありました。さらに、国際社会は、普遍的な人権を守る新たなパラダイムを目指し、平和の文化を醸成すべきであり、国連加盟国は協調して死刑廃止を目指すべきであるとの意見がありました。この発言が終わったとき、参加した駐日外国公館の方々を中心に会場から割れんばかりの拍手による喝采がありました。

僅か2時間程度の意見交換会でしたが、わが国のことを、人権を守る国であり、国際社会と協調して死刑を廃止できる国であるとの期待と信頼をもって見守っていただいていることが肌で感じられた時間でした。

死刑執行（オウム事件）の国内外への波紋

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部　副本部長　岩橋　英世（福岡県）

1　有史に残る出来事

２０１８年（平成30年）７月６日、オウム事件死刑確定者13名のうち麻原彰晃こと松本智津夫と元信者６名の合計７名に対する死刑が執行され、その20日後の同月26日、更に残る６名の死刑が執行されました。

国内外に大きな衝撃を与えたオウム事件は、日本政府の大量死刑執行という幕引きにより、再び国内外に大きな衝撃を与えることとなりました。

もっとも、この執行は、今年１月にオウム事件の全ての判決が確定したこと、また、来年（２０１９年）は天皇継承という慶事があり、再来年（２０２０年）には東京オリンピック・パラリンピックが開催されること、さらに、今年（２０１８年）７月17日に日本とEU及びEU加盟国との間で締結され、２０１９年３月頃を発効予定とするＥＰＡ（経済連携協定）・ＳＰＡ（戦略的パートナーシップ協定）の維持にとって死刑執行が障害になる危険性があることから、日本政府が、この時期に、国家転覆を謀ったオウム事件の死刑確定者の死刑執行を断行したことは、政治的に考えれば首肯できなくはありません。

このように、死刑は他の刑罰と異なり、政治的な要素に影響され得る刑罰であることを冷静に、かつ、重く受け止める必要があります。

2　被害者支援と犯罪抑止

オウム事件の死刑確定者全員の死刑執行がなされたことによって全てが解決したと考える方はいないと信じます。被害者にとって、死刑が執行されても、後遺障害は継続するのであり、また、遺族にとっても大切な方を奪われた喪失感を慰謝することはできないのであり、我々国民は被害者・遺族への支援について真摯に向き合い続ける必要があることは言うまでもないこと、また、一宗教団体がカルト集団化しテロ行為に至るという一連の事件を、過去の特異な事件として風化させてはならず、類似の犯罪を防止するための検証を怠ってはならないことは言うまでもありません。

3　国内における波紋

今回の死刑執行は、明治時代の「大逆事件」と呼ばれる特定犯罪の大量死刑執行に次ぐ歴史的な出来事であり、我が国が戦後行ってきた死刑執行とは大きく様相が異なるものでした。そして、人権意識が醸成されつつある現代社会において僅か20日余りの短期間に13名の死刑を執行したということ、７名の死刑執行を命令した法務大臣が執行前夜に酒宴に出席していたこと、執行当日にマスコミからリアルタイムに執行状況が報道されたことなど様々な問題を提起するものでもありました。

そのため、被害者遺族や死刑容認の評論家からも死刑執行に疑問を投げ掛ける発言がなされ、また、大量の死刑執行の異常性に戸惑いや混乱を生じた市民の方々から死刑制度に対する疑問を投げ掛けられるようになり、これまでの死刑執行とは異なる波紋が生じています。

本来、「個人の尊厳」を守るべき価値とする民主主義において、人間の生命を尊重するという価値観は死刑存廃にかかわらず共有されているはずであり、今回の日本政府による生命軽視とも言える異常な大量死刑執行という極端な行為が、改めて生命権の尊重という価値観や死刑制度の是非について、国民的議論の必要性を訴えることになったのではないかと思います。

4　国際社会における波紋

今回の死刑執行は、国際社会にも衝撃を与えたオウム事件の死刑確定者13名全員に対する短期間の死刑執行であり、海外メディアでも大きく取り上げられています。また、明らかに日本の大量死刑執行を意識した、ローマ教皇の死刑廃止に向けたコメントが出されています。

このように、今回の日本政府による大量死刑執行は、国際社会に対して大きなインパクトを起こしています。

さらに、EU及びEU加盟国は、これまで日本政府に対して死刑廃止に向けた行動を取ることを求めてきましたが、今回の日本政府の大量死刑執行を受けても、これまでと同様に、冷静に、日本政府の死刑廃止に向けた行動を求めています。留意していただきたいことは、このEU及びEU加盟国の要請は、我が国への内政干渉というものではなく、日本が、同じ民主主義、法の支配、人権及び基本的自由を尊重する価値観を有する国家であり、いつかは生命権の尊重と矛盾する死刑制度を廃止することができると期待していることです。

5　死刑廃止を求める意味

ところで、EUは、死刑廃止をその加盟条件としていますが、これは、生命権の尊重という価値観を共有することで、戦争の惨禍を回避し、国家間の平和的安定を目指すことにあります。

したがって、EU及びEU加盟国が第三国との間で締結するＥＰＡとＳＰＡの根幹にある価値・原則（民主主義、法の支配、人権及び基本的自由）と死刑制度は両立できません。

そのため、ＥＰＡとＳＰＡが、各当事者国で批准ないし承認され、発効された後、日本政府が、死刑廃止に向けた行動を取るのか、または、死刑の執行停止をして事実上の廃止国を目指すのか、それとも、EUや国連の勧告を無視して死刑を存置し執行を続けるのかが、国際的にも注目されています。

しかし、日本政府がどのような選択を行うか否かにかかわらず、私たち国民は、死刑廃止の意味を理解していなければなりません。

EUと国連は、人類が生命権の尊重という価値観を共有することにより、戦争を回避し安定した国際社会を目指すことにあります。

そして、死刑制度は、この生命権の尊重と矛盾することから、EUは死刑廃止をEU加盟条件とし、また、国連は、国際人権自由権規約第二選択議定書（死刑廃止条約）を採択し、死刑廃止を視野に入れた死刑の執行停止を求める総会決議を採択し続けていることを理解する必要があります。

6　改めて

オウム事件による甚大な被害と多数の被害者に心を寄せ、共に被害回復と慰謝に向けて歩まなければならないこと、しかし、被害者支援とは別に死刑廃止に向けた行動が必要であるとのコメントが国際社会から発信されています。

なぜ、死刑存廃問題を被害者支援とは別個に考えなければならないのか、また、別個に考えることができるのか、今回の日本政府の異常とも言える短期間の大量死刑執行が起こした波紋が、死刑廃止の真の意味を考える契機となる大きな波紋になっていくことを願います。

国連人権理事会勧告に逆らう日本政府の姿勢

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部
副本部長　小池　振一郎（第二東京）

昨年11月国連人権理事会 UPR（普遍的定期的審査）で行われた第3回対日審査においては、他国政府から日本政府に対して217の勧告が出されたが、過去2回の審査と同様、死刑廃止や停止などを求める死刑に関する勧告が最も多く、38か国に及んだ。必要的上訴制度の採用、再審請求による執行停止効果を求めるなど、具体的で踏み込んだ勧告も目立った。

日本政府は本年3月1日にこれらの勧告に対する見解を公表したが、死刑に関する勧告についてはすべて、「受け入れない」と拒否回答をした。

ところで、国連自由権規約委員会は、自由権規約6条（生命に対する権利、死刑について規定）についてのジェネラルコメント36草案を作成し、意見を求めていた。自由権規約6条の趣旨を深め、より進める草案であったが、これに対して日本政府は上記勧告に抵触するコメントを提出した。規約の趣旨に逆行する意見を公然と述べる日本政府の姿勢は、国際関係上好ましいものとは思われない。

そこで日弁連は、同年2月14日付けで、日本政府コメントに反対する内容の意見書（自由権規約第6条についての一般的意見№36草案に対する日本政府コメントについての意見書）を取りまとめ、同年3月9日付けで国連自由権規約委員会に提出した（https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2018/180214_2.html）。